

議案第 78 号

海老名市消防団の設置に関する条例の一部改正について

海老名市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

消防組織法の規定に基づく現条例の消防団の設置、名称及び区域の規定に加え、消防団の基本活動単位を明確に定めたいため

海老名市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例

海老名市消防団の設置に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（分団の設置、名称及び位置）

第3条 前条の消防団に本部及び15の分団を置く。

2 前項の本部及び15の分団の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

名 称	位 置
本部	海老名市大谷816番地
第1分団	海老名市国分南一丁目19番32号
第2分団	海老名市大谷北三丁目32番21号
第3分団	海老名市中新田三丁目27番22号
第4分団	海老名市河原口二丁目22番23号
第5分団	海老名市上郷一丁目15番2号
第6分団	海老名市下今泉五丁目8番59号
第7分団	海老名市上今泉二丁目9番28号
第8分団	海老名市東柏ヶ谷一丁目29番
第9分団	海老名市中河内1153番地の3
第10分団	海老名市杉久保北四丁目11番12号
第11分団	海老名市今里三丁目3番8号
第12分団	海老名市社家681番地の2
第13分団	海老名市中野一丁目2番2号

第14分団	海老名市門沢橋二丁目 5 番29号
第15分団	海老名市本郷2658番地の 4

附 則

この条例は、平成 2 9 年 2 月 1 3 日から施行する。